別紙第５号書式（乙）

年　度

個別徴収簿

貸付先				貸付けの種類	
納入告知書等	年月日			支払期日	
	番　号	（　）第　号・（　）第　号		指定店	

貸付先コード	資金名コード	借用証書の記番号	元金	徴収決定済額				計	元　金		収納済歳入額					整理者印	備考
				利子	補償金	加算金	違約金等		受入年月日	金額	受入年月日	利子	補償金	加算金	違約金等		
計	（件数） 金　額																

備　考

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

2　この帳簿は、貸付金に係る運用利殖金収入について登記すること。

3　所管、会計名、款、項及び目の区分は、別紙に記入すること。

4　「貸付先コード」及び「資金名コード」の欄は、財務省理財局長が定める貸付先コード及び資金名コードを記入すること。

5　「貸付けの種類」の欄は、財務省理財局長の出納手続に係るものにあつては、長期資金又は短期資金の別を、財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、出張所長又は沖縄総合事務局長の出納手続に係るものにあつては、普通地方長期資金等、起債前貸等又は地方短期資金の別を記入すること。

（日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則の一部改正）

第四条　日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「補償金」を「補償金等」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行し、平成二十六年度の予算に係る財政融資資金の貸付けから適用する。

（旧書式の使用）

第二条　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○経済産業省令第二十三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月二十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第一条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第七号中「（処理設備及び貯蔵設備を除く。）」及び「、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上」を削り、同項に次の一号を加える。

八　圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

第七条第二項第二十号中「（処理設備及び貯蔵設備を除く。）」及び「、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十の二　圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

第七条の二第一項第二十号中「以下次条第一項第十二号及び同条第二項第二十九号において同じ。」を削る。

第七条の三第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

第七条の三第二項第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二　圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

第三十五条中「法第二十条第一項」を「同条第一項」に改める。

別表第一第三項第七号の項の次に次のように加える。

七の二　第七条第一項第八号の圧縮水素スタンドの設備との間の距離	七の二　圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査ができる。なお、規定の距離を確保することができないことがあつて、距離の確保と同等以上の措置を講じている場合については、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。